

高知県歯科衛生士養成奨学金制度の概要

この奨学金は、卒業後、高知県内の知事が定める指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）で、歯科衛生士の業務に従事する意思のある者に対し、奨学金を貸し付けてその修学を支援し、高知県の歯科衛生士の確保充実を図ることを目的とするものです。

奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍の期間、県内の指定医療機関（P4参照）において歯科衛生士として業務に従事することで、奨学金の償還が免除されます。

●奨学金借受者の応募資格

（高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例第2条による）

1	歯科衛生士の養成施設に在学している者であって、卒業後県内の指定医療機関において歯科衛生士の業務に従事する意思があること。
2	勉学の意欲が旺盛で心身ともに健全であること。

※ 申請者多数の場合は、選考を行います。

●奨学金の貸付け金額

年2回に分けて半年分ずつ貸付けを行います。（貸付け時期：7月、12月）
（高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例第3条による）

区分		金額	
歯科衛生士の養成施設	大 学	国 公 立	月額 45,000 円
		私 立	月額 54,000 円
	短 期 大 学	国 公 立	月額 45,000 円
		私 立	月額 53,000 円
	大学・短期大学以外の養成施設	国 公 立	月額 45,000 円
		私 立	月額 53,000 円

●奨学金借受者が借受後に必要な主な手続き

（高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例第7条、第8条及び第9条による）

手続き	内 容	要 件
猶予申請	奨学金の返済を一時的に延期する手続き	1 養成施設を卒業後1年以内に歯科衛生士の免許を取得し、直ちに又は卒業後1年以内に県内の指定医療機関において歯科衛生士となり、引き続いてその業務に従事する場合。 2 さらに他の養成施設に在学（進学）する場合。
償還申請	返済の手続き（償還期間、月の支払額を決定します。）	1 上記の猶予の要件を満たさない場合。 2 退学等により貸付が取り消された場合。
免除申請	高知県が借受者に対して持っている金銭債権を放棄する手続き	1 養成施設を卒業した日から1年以内に歯科衛生士の免許を取得し（進学した者は卒業後又は退学後）、県内の指定医療機関において歯科衛生士となり、引き続いてその業務に従事した期間が奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍の期間に達した場合。

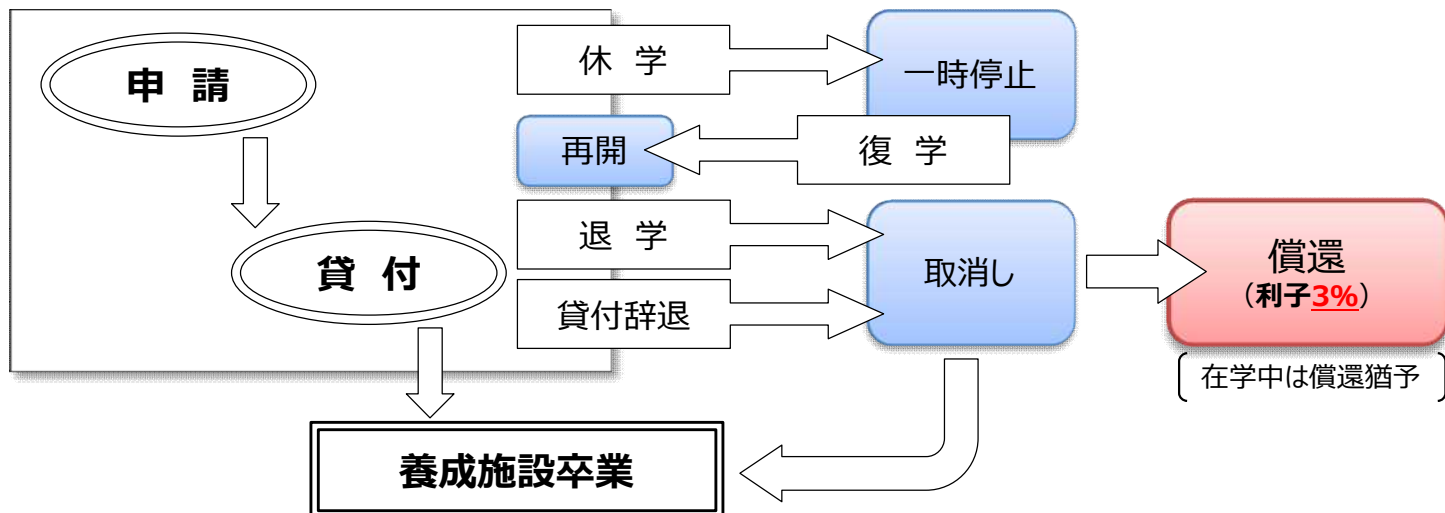
令和6年度の申請書類の提出期間は4月1日（月）から5月10日（金）までです。

（最終日消印有効、持参可）

養成施設を経由して、申請書類を提出してください。

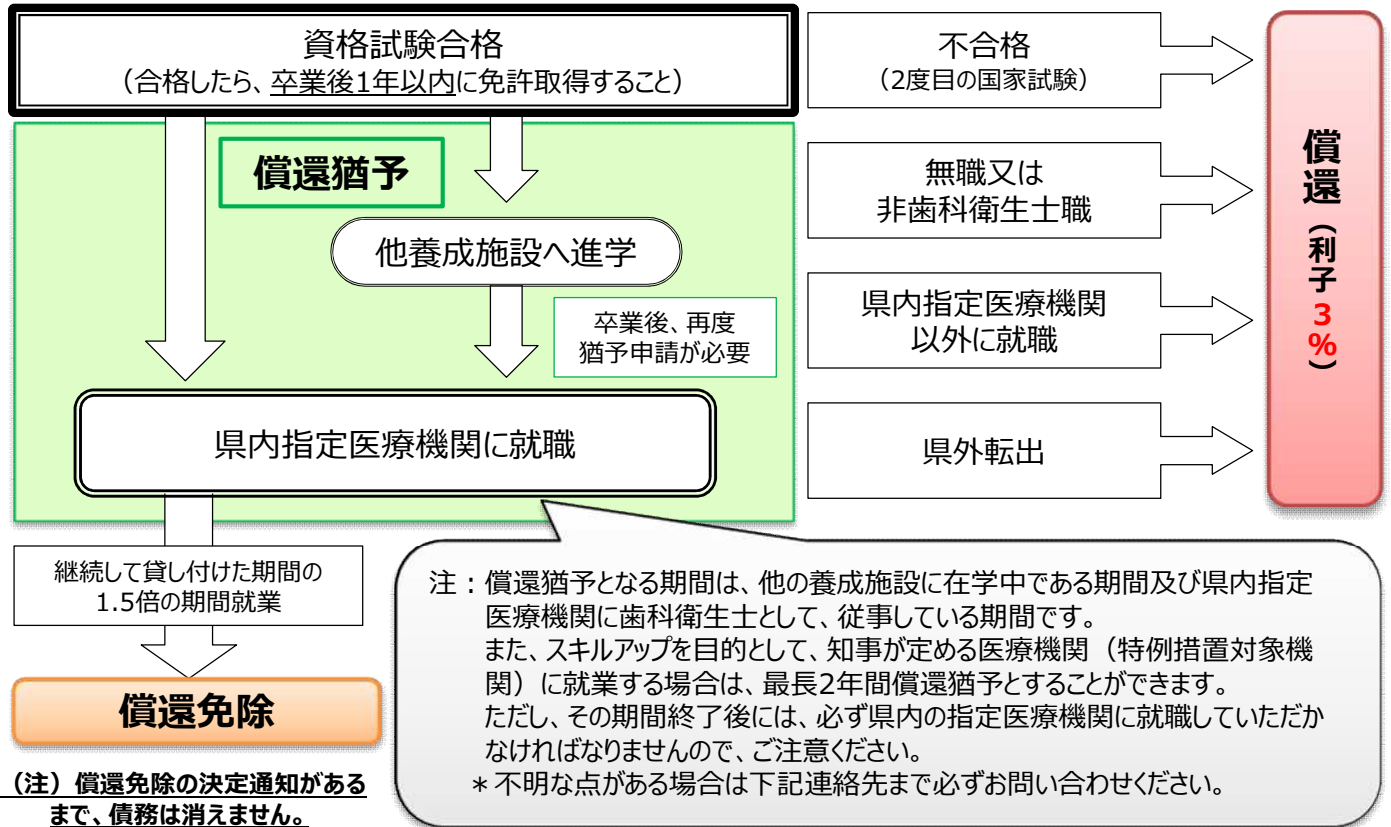
【問合せ先・提出先】〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県健康政策部保健政策課 歯科衛生士奨学金担当（TEL:088-823-9675）

在学中の手続き



申請内容		申請書類	貸付中に届出が必要な場合
貸付申請	新規申請	1 貸付け申請書 (第1号様式) 2 身上調書 (第2号様式) 3 誓約書 (第3号様式) 4 在学証明書 (養成施設で取得してください) 5 養成施設の長の推薦書 6 戸籍抄本 (本人の分のみ) 7 所得証明書 (本人を含む世帯全員分及び連帯保証人) 8 印鑑登録証明書 (本人・連帯保証人の分) ※連帯保証人は2名必要です。	・名前が変わったとき ・住所が変わったとき ・振込口座が変わったとき ・休学したとき ・退学したとき ・留年したとき ・連帯保証人の身の上に変更が生じたとき (名前、住所等)
	継続申請	・誓約書 (第3号様式) ・在学証明書 (養成施設で取得してください) ・養成施設の長の推薦書 ・前年度の成績証明書	
一時停止	休学したとき	・休学届 (養成施設の指定様式)	
再開	復学したとき	・再開申請書 (第10号様式) ・復学届 (養成施設の指定様式)	
取消し	貸付を辞退するとき	・辞退届 (第12号様式)	
	退学したとき	・退学届 (養成施設の指定様式) ※直ちに償還となります。	
猶予	在学中に辞退等で貸付取消しとなったとき	・猶予承認申請書 (第16号様式) ・在学証明書 (養成施設で取得してください)	
償還	退学し、貸付取消しとなったとき	・償還方法の選択 (別紙) ・分割償還承認申請書 (第14号様式) ※分割償還の方のみ 【注意】基本は一括償還です。	

卒業後の手続き



※卒業後は、**個人が責任をもって**、手続きをしてください。

* **名前・住所・就業先**が変わった場合は必ず連絡してください。

申請内容		申請書類	貸付中に届出が必要な場合
猶予	進学したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・猶予承認申請書（第16号様式） ・在学証明書（進学先の養成施設で取得してください） 	<ul style="list-style-type: none"> ・名前が変わったとき ・住所が変わったとき ・病気、出産、育児等で長期の休暇をとるとき（休暇期間分だけ猶予期間が延長となります。） ・連帯保証人の身の上に変更が生じたとき
	指定医療機関に就職したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・猶予承認申請書（第16号様式） ・歯科衛生士業務従事届（第22号様式） ・就業証明書（様式1） ・就業証明書（様式2）※再就職する場合 	
償還	資格試験不合格のとき 無職又は非歯科衛生士職のとき	<ul style="list-style-type: none"> ・償還方法の選択（別紙） ・分割償還承認申請書（第14号様式）※分割償還の方のみ 【注意】基本は一括償還です。 	
	指定医療機関以外に就職したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・償還方法の選択（別紙） ・分割償還承認申請書（第14号様式）※分割償還の方のみ 【注意】基本は一括償還です。 ・就業証明書（様式2） ※指定医療機関で就業していた方のみ 	
免除	猶予期間満了後（指定医療機関で貸し付けた期間の1.5倍の期間就業したとき）	<ul style="list-style-type: none"> ・免除承認申請書（第18号様式） ・就業証明書（様式2） 	

指定医療機関について



● 県内指定医療機関

1. 中央保健医療圏のうち以下の区域にある医療機関
 - (ア) 香美市
 - (イ) 香南市
 - (ウ) 長岡郡
 - (エ) 土佐郡
 - (オ) 吾川郡いの町のうち(旧)本川村、(旧)吾北村及び仁淀川町
 - (カ) 高岡郡佐川町、越知町及び日高村
2. 中央保健医療圏以外の区域にある医療機関

上記の県内指定医療機関で、貸与を受けた期間の **1.5倍**の期間を歯科衛生士として業務に従事した場合に、奨学金の償還が免除となります。

- (例) 2年貸与を受けた場合：2年 × 1.5 = 3年で償還免除
 3年貸与を受けた場合：3年 × 1.5 = 4.5年(4年6カ月)で償還免除
 4年貸与を受けた場合：4年 × 1.5 = 6年で償還免除

注意事項

(1) 償還方法

償還となった場合、基本は一括償還となります。やむをえない事情がある場合に、分割償還が可能です。

※分割償還の最長期間は、貸与を受けた期間の2倍の期間です。

(例) 2年間貸与を受けた場合：2年 × 2 = 4年間 (48回分割)
(例) 3年間貸与を受けた場合：3年 × 2 = 6年間 (72回分割)

※償還開始日の翌日から、**年3%**の利子が発生します。

(2) 連帯保証人について

①連帯保証人は、**2名**とも、**一定の収入があり、独立した生計を営む成人**であること。

・両親を共に連帯保証人にすることはできません。

・万が一、償還となった場合に支払いが困難な者は連帯保証人にすることはできません。

(例えば、生活保護受給者や無収入の方など)

②借受者が養成施設卒業時に75歳以下であること。

※償還となった際に本人が支払い困難な場合、本人と同等の支払い責任を有する連帯保証人へ請求しますので、連帯保証人となる2名の方には、その点についても必ず説明をお願いします。

(3) 所得証明書について

本人を含む世帯全員分 (無職の方を含む。無収入の学生及び幼児等は除く。) 及び連帯保証人2名の所得証明書が必要です。

※有効期限は3ヶ月以内で、**市区町村役場で発行されたもの**に限ります。

※なお、場合により、追加で源泉徴収票等の添付を求められることがあります。

(4) 印鑑登録証明書について

本人及び連帯保証人2名の証明書が必要です。

※有効期限は3ヶ月以内で、**市区町村役場で発行されたもの**に限ります。

(5) 貸付けの時期について

奨学金の貸付けは、年2回に分けて行います。

時期は、前期分を7月、後期分を12月に行う予定です。